

平成 年（ ）第 号

東京地方裁判所民事第21部 御中

## 意見書

本件不動産につき、入札又は競り売りの方法により売却しても適法な買受けの申出がなかったときは、他の方法により売却することについて異議ありません。

平成 年 月 日

申立債権者

印